省　令

○財務省令第五十六号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百五条の規定に基づき、保管金取扱規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十六日

財務大臣　麻生　太郎

保管金取扱規程の一部を改正する省令

保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第七条　保管金ノ払渡ヲ受クル権利ヲ有スル者ハ保管金払渡請求書又ハ前条ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル保管金受領証書ヲ取扱官庁ニ提出シ其ノ払渡ヲ請求スヘシ但シ犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第二条第三号ノ検察官ノ保管スル金銭（第九条第一項ニ於テ「給付資金」ト謂フ）ヨリ被害回復給付金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者又ハ特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）第四十二条第一項又ハ第二項ノカジノ管理委員会ノ保管スル現金ノ払込ミヲ受クル権利ヲ有スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ	**第七条**　保管金ノ払渡ヲ受クル権利ヲ有スル者ハ保管金払渡請求書又ハ前条ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル保管金受領証書ヲ取扱官庁ニ提出シ其ノ払渡ヲ請求スヘシ但シ犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第二条第三号ノ検察官ノ保管スル金銭（第九条第一項ニ於テ「給付資金」ト謂フ）ヨリ被害回復給付金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
［②・③　略］	［②・③　同上］
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
［②・③　略］	［②・③　同上］
④　取扱官庁特定複合観光施設区域整備法施行令第四十二条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リカジノ管理委員会ノ保管スル現金ヨリ認定都道府県等入場料納入金又ハ認定都道府県等納付金ノ払込ミヲ為ストキハカジノ管理委員会事務局長ノ命令ニ依リ支払ヲ為スベシ	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年七月十九日から施行する。